

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和6年 6月 22日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者 〒559-0031

住 所 大阪市住之江区南港東3丁目3-76

氏 名 ㈱信和 代表取締役 澤 育彦

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 06-6612-0371

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 信和
事業場の所在地	千葉県君津市君津1番地
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	D06－総合工事業
② 事業の規模	2億9700万円
③ 従業員数	4名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙-①の通り

（日本産業規格 A列4番）



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙-②の通り

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙-実績の通り	
	排出量	8145.3 t	t
	(これまでに実施した取組) 発生する廃棄物を予測し適切に分別を行い処理した。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙-目標の通り	
	排出量	7990.24 t	t
	(今後実施する予定の取組) これまでに実施した取り組みを引き続き実施する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 石綿含有廃棄物は廃棄物に混入しないよう確実に分別、保管を実施。 他の廃棄物についても分別、管理を実施。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 今までの取り組みを確実に継続実施する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙-実績の通り	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙-目標の通り	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙-実績の通り	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙-目標の通り	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙-実績の通り	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙-目標の通り	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙-実績の通り	
	全処理委託量	8145.19 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	452 t	t
	再生利用業者への処理委託量	3478.99 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
	優良産業廃棄物処理業者や再利用業者などに関する情報、公開される処理施設の維持管理情報などを活用する。分別を丁寧に行い、再生利用が出来る業者に委託する。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙-目標の通り	
	全処理委託量	7990.24 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	464.03 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	6965.98 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) これまでに実施した取り組みを引き続き実施する。		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

[illegible]

[illegible][illegible][illegible][illegible]

別紙 - ①

④産業廃棄物の一連の処理の工程

- ・ **コンクリートがら**

再生処理業者に委託して、細かく破碎、再生碎石として利用

- ・ **アスファルトがら**

再生処理業者に委託して、細かく破碎、再資源化

- ・ **ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず**

再生処理業者に委託して再生原料として再資源化

- ・ **がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）**

再生処理業者に委託して、再生碎石として再資源化

再利用できないものは管理型処分場にて埋立処理

- ・ **建設混合廃棄物**

再生処理業者に委託して分別を行い再資源化

再利用できないものは管理型処分場にて埋立処理

- ・ **廃プラスチック類**

再生処理業者に委託して、固形燃料化、再生資材原料として再資源化

- ・ **木くず（生木）、紙くず**

再生処理業者に委託して、チップ（合成材、燃料用）として再資源化

再利用できないものは管理型処分場にて埋立処理

- ・ **水銀使用製品産業廃棄物（蛍光灯）**

再生処理業者に委託して分別を行い再資源化

- ・ **廃石綿等**

処分業者へ委託し、管理型最終処分場にて埋立処分

- ・ **石綿含有産業廃棄物（がれき類）・ 特定有害産業廃棄物**

発じん、飛散、流出等防止措置の上、受入可能な許可処分場にて埋立処分

- ・ **石綿含有産業廃棄物（ガラス陶磁器くず、廃プラスチック類）**

処分業者へ委託し、管理型最終処分場にて埋立処分

- ・ **廃石膏ボード**

処分業者へ委託し、管理型最終処分場にて埋立処分

- ・ **耐火材**

処分業者へ委託し、管理型最終処分場にて埋立処分

- ・ **廃油**

再生処理業者に委託して、固形燃料化、再生資材原料として再資源化

- ・ **鉱さい**

処分業者へ委託し、管理型最終処分場にて埋立処分

- ・ **金属くず**

再生処理業者に委託して、固形燃料化、再生資材原料として再資源化

- ・ **鉛バッテリー**

再生処理業者に委託して、固形燃料化、再生資材原料として再資源化

- ・ **汚泥**

処分業者へ委託し、管理型最終処分場にて埋立処分

廃棄物処理に関する管理体制

統括責任者		所属：本社	役職：EQMS管理室長
廃棄物担当者		組織名：EQMS管理室	組織人数：7人
役割	EQMS管理室	○廃棄物処理に関する検討 廃棄物ば発生抑制、再生処理、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。 ・委員長：事業部長 ・委員：各部署 ・事務局：EQMS管理室	
	EQMS管理長	○廃棄物処理方針の策定 ○廃棄物管理規定の策定・改廃 ○廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認	
	事業部長 (工事長)	○廃棄物処理計画の作成 ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 ○処分業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○委託契約書の締結 ○産業廃棄物管理票の交付、管理 ○特別管理産業廃棄物管理責任者、技術管理者等の設置 ○監督官庁への各種報告 ○社員、関連会社に対する教育、啓発 ○その他関係する事項	

株式会社 信 和
ISO推進組織体系図

